

## 第2回 豊洲土地区画整理事業における建設発生土の受入れ基準等検討委員会 議事概要

### 1 日時・場所

平成22年12月24日（木）13時30分～15時15分  
都庁第二本庁舎10階 202会議室

### 2 出席者

國府 勝郎	首都大学東京 名誉教授
高戸 章	社団法人東京建設業協会 事業委員会環境部会長
長谷川 猛	共立女子学園 非常勤講師
南 和美	株式会社建設資源広域利用センター 事業部長
升 貴三男	都市整備局 技監

### 3 議題

- (1) 受入れ基準見直しの方向性
- (2) 受入れ手続見直しの論点

### 4 主な発言要旨

#### (1) 受入れ基準見直しの方向性

- ・ 地歴調査で第一段階の確認を行い、その後深さ1mごとの化学性状試験で第二段階の確認をするという、非常に厳しい条件となっている。一律に深さ10mまで1mごとに試験を行う必要があるのか疑問がある。
- ・ 地歴調査の必要性について疑問がある。地歴調査を行うとしても、その結果を誰がどのように判断するのか、検討しておく必要がある。
- ・ 面積2,000m<sup>2</sup>ごとかつ深さ1mごとに1回という試験頻度は、現場で対応するのが難しいのではないかと。様々な工事に対応できる基準とする必要がある。
- ・ シールドトンネル工事では、地山の土と排土では性状が異なるため、排土で試験を行う必要があると考える。
- ・ 条件を厳しくする理由は、市場の特殊性と表層に近い部分の盛土であることと考える。この厳しい基準は豊洲にのみ適用するものであり、他では必要のない条件もあるので、この基準がそのまま他で使われないようにする必要がある。
- ・ 建築工事の現場だと、試験頻度を踏まえた施工計画を立てるのは難しいと考える。
- ・ 条件が厳しすぎると、土が集まらなくなるのではないかと。
- ・ 基準の策定に当たっては、市場の特殊性、大量の土を扱うための合理性、現場での適用可能性（フィージビリティ）を踏まえる必要があると考える。

#### (2) 受入れ手続見直しの論点

- ・ 基準の運用においては、搬出元の関与が必要と考える。
- ・ 受入現場の人たちが、誰がやっても同じように管理できる基準やマニュアルを作成する必要がある。
- ・ 搬出元と受入先の両方が理解できるようにする必要がある。搬出元に対して、講習会等で周知する必要がある。